

## 子ども・子育て支援新制度関連の条例の制定等について

### 1 趣旨

平成27年4月からの施行が予定される子ども・子育て支援新制度に関して、子ども・子育て支援法の制定、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）及び児童福祉法の改正に伴い、各種施設等の設備及び運営に関する基準等を定めます。

小学校就学前の子どもに関する制度の基準として、

- ・「横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」
- ・「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」
- ・「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

の3つの条例を制定し、

- ・「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」について一部改正をします。
- ・保育所を利用するための保育に欠ける事由を定める「横浜市保育所保育実施条例」について、保育所等を利用するための事由が全国一律に内閣府令で定められたため、廃止します。

小学校就学後の子どもに関する制度の基準として、

- ・「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を制定します。
- その他、認定こども園法の改正等に伴い、「横浜市子ども・子育て会議条例」の一部改正をします。

### 2 基準の対象となる施設、事業

#### <小学校就学前の子どもに関する制度の基準>

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準（市第49号議案）  
幼保連携型認定こども園
- (2) 家庭的保育事業等の設備、運営等の基準（市第50号議案）  
家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営の基準（市第63号議案）  
保育所（規定を一部改正）、母子生活支援施設等（母子寡婦福祉法の改正に伴う改正）、  
幼保連携型認定こども園（規定を削除）
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準（市第51号議案）  
上記(1)～(3)の施設・事業と新制度に移行する幼稚園を含め、新制度における  
給付対象となる施設・事業すべて
- (5) 横浜市保育所保育実施条例（市第72号議案関連）  
保育所

#### <小学校就学後の子どもに関する制度の基準>

- (6) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（市第52号議案）  
放課後キッズクラブの一部（留守家庭児童対応部分）、放課後児童クラブ

### 3 基準案策定の考え方

本市においては、原則として既に発出されている府省令の各基準を尊重しつつ、本市での教育・保育の質を確保する観点から、また、本市のこれまでの取組等と同等の質を確保することを前提として、本市独自の基準を設けることを検討してきました。

また、既存の施設や事業を新制度へ円滑に移行させるという視点にも配慮しました。その結果、各基準について、次の点について、独自基準を定めます。

#### 【策定までの経過】

平成26年4月30日の府省令の公布を受け、5月から6月にかけて、横浜市子ども・子育て会議及び児童福祉審議会で、本市基準案について独自の規定を中心に意見を伺った上で、6月から7月にかけて、本市基準案骨子をもとに市民意見募集を実施しました。

これらの意見を踏まえ、基準案を策定しました。

### 4 各基準案の内容

上記「3 基準案策定の考え方」に基づき、以下の点について、独自基準を定めます。

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（市第49号議案）  
設備について

本市基準案の内容	国基準の内容
(新設等の場合) <u>乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人当たり3.3㎡以上とする</u> (既存建物のまま移行する場合) <u>当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人当たり2.475㎡以上とする（経過措置）</u>	満2歳未満の園児1人につき、乳児室の面積は1.65㎡以上、ほふく室の面積は3.3㎡以上とする  【従】

<凡例>

基準の種類	基準の内容	異なる基準を定めることの許容の程度
従うべき基準 【従】	必ず適合しなければならない。	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準 【参】	十分参照しなければならない。	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

(理由)

平成25年4月1日に施行された「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」における、保育所の乳児室又はほふく室の面積と同様、新たな幼保連携型認定こども園についても「乳児室又はほふく室の面積は、満2歳に満たない園児1人当たり3.3㎡以上」とします。

ただし、新たな基準の適用による定員減少を避けるため、既存の建物のまま幼保連携型認定こども園に移行する場合には、「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」と同様、「当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、満2歳に満たない園児1人当たり2.475㎡以上」とします。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する基準（市第50号議案）

【参考】家庭的保育事業等の概要

「家庭的保育事業等」とは、以下4つの事業を総称するものです。

事業名	利用定員	事業概要
家庭的保育事業	～3人 (～5人※)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する事業 ※補助員を設置した場合、5人まで可
小規模保育事業	6～19人	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施する事業
居宅訪問型保育事業	1人	乳幼児が住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する事業
事業所内保育事業	1人～	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する保育に加え、地域において保育を必要とする子どもにも保育を実施する事業

ア 総則

連携施設の設定における経過措置について

【参考】連携施設に求められる事項

- ① 日常の保育内容の支援（日常からの関わり）
- ② 必要に応じた代替保育の提供（保育者の休暇等への対応）
- ③ 卒園後の進級先の確保（家庭的保育事業等は3歳未満までのため）

	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育		国基準
			小規模型	保育所型	
日常の保育内容の支援	経過措置を設けない	経過措置を設けない	経過措置を設けない	対象外	5年間の経過措置あり
代替保育の提供	5年間の経過措置を設ける	経過措置を設けない	経過措置を設けない	対象外	
卒園後の進級先の確保	5年間の経過措置を設ける				

(※居宅訪問型保育事業は、連携施設の設定は求められない。)

(理由)

- ① 「保育内容の支援」について  
現行制度で既に連携を実施しているため、経過措置を設けずに連携を求めます。
- ② 「必要に応じた代替保育の提供」について  
個人で保育を提供する家庭的保育事業については、代替保育の提供を確保するためには一定の期間が必要であるため、5年間の経過措置を設けます。
- ③ 「卒園後の進級先の確保」について  
進級先となる保育所、認定こども園、幼稚園との調整が不可欠であり、その調整には一定の期間が必要と考えられるため、5年間の経過措置を設けます。

イ 家庭的保育事業  
設備について

本市基準案の内容	国基準の内容
<p>乳幼児の保育を行う専用の部屋は、<u>居宅等の建物の1階とする。</u></p> <p><u>居宅等の建物の1階に専用の部屋が確保できない場合は、居宅等の2階に設けること。その場合は、建築基準法に規定する耐火建築物であり、避難に有効な設備を有する建物であることとする。</u></p> <p>※附則で、3階までの設置を認める経過措置を設ける。</p>	<p>乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>【参】</p>
<p>衛生的な調理設備、<u>便所及び手洗用設備</u>を設けること。</p> <p><u>調理設備について、保育を行う専用の部屋に設ける場合は、安全な方法で区画すること。</u></p> <p><u>手洗用設備については、乳幼児用と乳幼児用以外のものをそれぞれ設けること。</u></p>	<p>衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>【従（調理設備）】</p> <p>【参（その他）】</p>

(理由)

家庭的保育事業では、ひとりの家庭的保育者が3人までの乳幼児を保育するため、専用の部屋について、非常災害時に乳幼児の安全を確保するため、より厳しい基準とします。

また、調理設備については、安全確保の観点から、一定の区画を求めるとともに、衛生的な管理の観点から、乳幼児の使用する手洗用設備と、それ以外の職員等が使用する手洗用設備は別に設置することを求めます。

## ウ 小規模保育事業

### 【参考】小規模保育事業の概要

	A型（分園型）	B型（中間型）	C型（グループ型）
利用定員	6人～19人		6人～10人
職員の資格の有無	有資格者（保育士）	・有資格者（保育士） ・無資格者で必要な研修を修了した者	家庭的保育者 （保育士、無資格者等含め 必要な研修を修了した者）

#### （ア）B型における職員の配置について

本市基準案の内容	国基準の内容
小規模保育事業（B型）における保育に従事する職員のうち、 <u>3分の2以上は保育士とする。</u>	小規模保育事業（B型）における保育に従事する職員のうち、半数以上は保育士とする。 【従】

（理由）

本市では、認可外保育施設における保育の質の向上を図るため、横浜保育室について保育に従事する職員のうち3分の2以上を保育士としています。小規模保育事業（B型）についても同様に保育の質を確保するため、国よりも高い基準とします。

#### （イ）A型及びB型における設置主体について

本市基準案の内容	国基準の内容
<u>法人でなければならない。</u>	（規定なし）

（理由）

一定の人数の乳幼児を預かる規模の事業であるA型、B型については、特に事業の継続性、安定性が必要と考えるため、法人による設置・運営を求めるととします。

#### （ウ）責任者の配置について

本市基準案の内容	国基準の内容
<u>保育士（C型においては家庭的保育者）の中から責任者を選任するものとする。</u>	（規定なし）

（理由）

複数の職員が従事する小規模保育事業においては、その現場における責任の所在を明らかにするなど適切な運営を担保するため、責任者を置くこととします。

(エ) 設備について

本市基準案の内容	国基準の内容
<p>乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室、<u>衛生的な調理設備、便所及び手洗用設備</u>を設けること。</p> <p><u>調理設備について、保育室等に設ける場合は、安全な方法で区画すること。また、手洗用設備については、乳幼児用と乳幼児用以外のものをそれぞれ設置すること。</u></p>	<p>乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>【従（調理設備）】 【参（その他）】</p>
<p>乳児室又はほふく室の面積は、1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p><u>ただし、C型については、乳児室又はほふく室の面積は、1室ごとに9.9㎡（1室で保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。</u></p>	<p>乳児室又はほふく室の面積は、1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>【参】</p>
<p>2階以上の階に保育室等を設置する場合は、耐火建築物又は<u>イ号準耐火建築物</u>であること。</p>	<p>2階以上の階に保育室等を設置する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>【参】</p>

(理由)

調理設備については、家庭的保育事業と同様、衛生的な観点から独自の基準での設置を求めます。

C型にかかる乳児室又はほふく室の面積について、保育者が1人で保育することのできる乳幼児数である3人を考慮して、居室ごとの最低限の面積を定めます。

また、準耐火建築物について、火災の際に確実な避難のための時間を確保することで乳幼児の安全をより高めるため、イ号準耐火建築物に限定することとします。

※準耐火建築物（イ号、ロ号）の違いについて

イ号準耐火建築物…建物の主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根、階段）を火災時に一定時間（45分または30分で部位により異なる）燃え崩れない構造とすることにより、当該建築物の火災による延焼を抑制する性能（準耐火性能）を有する建築物  
ロ号準耐火建築物…外壁や屋根などの主要構造部の一部を耐火構造または、不燃材料とするなどの防火措置を講じることにより、イ号準耐火建築物と同等の準耐火性能を有する建築物

## エ 居宅訪問型保育事業

### 設置主体について

本市基準案の内容	国基準の内容
<u>法人でなければならない。</u>	(規定なし)

(理由)

設置・運営主体を法人に限定することで、利用乳幼児についての保育に関する事項を個人でなく、事業所として把握し、安定した保育の提供を行うようにします。

## オ 事業所内保育事業

### (ア) 保育所型事業所内保育事業における設備について

本市基準案の内容	国基準の内容
<u>乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人当たり3.3㎡以上とする。</u>	乳児又は満2歳に満たない幼児1人当たり、乳児室の面積は1.65㎡以上、ほふく室の面積は3.3㎡以上とする。 【参】
<u>保育室を2階又は3階に設置する場合には、避難用の屋内階段等を設置する。屋内階段については、バルコニー又は付室を通じて連絡するものとする。</u>	保育室を2階又は3階に設置する場合には、避難用の屋内階段等を設置する。 【参】
2階以上の階に保育室等を設置する場合は、耐火建築物又は <u>イ号準耐火建築物</u> であること。	2階以上の階に保育室等を設置する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。 【参】

(理由)

保育所型事業所内保育事業は、保育所と同様20人以上の乳幼児を預かる事業のため、利用乳幼児の安全をより確保する観点から、本市保育所の基準と同様とします。

### (イ) 小規模型事業所内保育事業における職員の配置について

本市基準案の内容	国基準の内容
小規模型における保育従事者のうち、 <u>3分の2以上</u> は保育士とする。	小規模型における保育従事者のうち、半数以上は保育士とする。 【従】

(理由)

小規模保育事業（B型）と同様の規模で実施する事業のため、保育の質を確保する観点から、小規模保育事業（B型）の基準と同様とします。

(3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（市第63号議案）

避難用階段の設置要件を見直す等の改正を行います。本市独自の基準により規定する事項はありません。

【参考】改正の内容

- ①保育所が定めておかななくてはならない重要事項を規定すること。
- ②保育室等を4階以上に設置する場合の避難用階段の設置要件を見直すこと。(※)
- ③幼保連携型認定こども園に関する規定を削除すること。
- ④母子及び寡婦福祉法の改正に伴い文言を整備すること。

※ 避難用階段の設置要件の見直し内容

国の「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会取りまとめ」に基づき、保育室等を4階以上に設置する場合の避難用階段などの設置要件が見直されました。屋外避難階段と同等の安全性が確保された屋内避難階段などを、新たに基準に加えるものです。

4階以上	常用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外避難階段
	避難用	1 <u>特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段(※)</u> 2 <u>屋外傾斜路</u> 3 屋外避難階段

(下線部が新たに規定された部分)

※ 特別避難階段とは、バルコニー又は付室(小部屋)を通して連絡する屋内避難階段で耐火構造の壁や不燃材料の内装が必要となるものです。

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（市第51号議案）

本市基準案の内容	国基準の内容
<p>施設・事業者は、自ら質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>また、定期的に施設・事業の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>なお、<u>保育所については、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	<p>施設・事業者は、自ら質の評価を行わなければならない。また、定期的に施設・事業の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">【参】</p>

(理由)

国の基準は、自己評価を義務とした上で、関係者による評価や第三者による外部評価を努力義務としています。本市では、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例において、保育所について第三者評価を義務付けているため、新制度においても、特定教育・保育施設のうち、保育所については第三者評価を義務付けることとします。



(5) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（市第52号議案）

本市基準案の内容	国基準の内容
<p>施行日から5年を経過するまでに限り、既存の事業所については、「1.65㎡以上でなければならない」を「1.65㎡以上となるよう努めなければならない」とする。</p>	<p>専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 【参】</p>

(理由)

国の発出する省令をもとに制定しますが、本市において設備基準の面積要件を適用した場合、現に放課後児童健全育成事業を行っている多くの事業所が基準を満たせないこととなります。

国は、面積基準を「参酌基準」としていますが、本市では、質の確保のために国と同様の要件を定めた上で、現に放課後児童クラブを利用する児童の居場所がなくなる事態を避けるため、5年間の経過措置を設けます。

(6) その他の独自規定事項（市第49・50・51・52号議案）

幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、放課後児童健全育成事業、4つの条例案については、全て共通して「暴力団排除」のための条項を規定しています。

本市基準案の内容	国基準の内容
<p>施設・事業の設置者は、横浜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。</p>	<p>規定なし</p>

(理由)

横浜市暴力団排除条例が平成23年12月に制定され（最近改正24年9月）、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことなどを基本理念に、市は、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

子ども・子育て支援新制度に関する施設・事業の基準条例を定めるにあたって、利用する市民の安全で安心な暮らしを守ることを目的に、施設・事業の設置者から暴力団関係者を排除する条項を加えます。

## 5 横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正について（市第62号議案）

幼保連携型認定こども園の設置認可等にあたっては、改正認定こども園法及び「横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」により、審議会の意見を聞くこととされています。

本市における幼保連携型認定こども園に関する審議会として「横浜市子ども・子育て会議」を位置づけるとともに、設置認可、認可取消等に関する調査審議を所掌事務に追加します。

### 【追加する所掌事務】

- ・設置認可（改正認定こども園法第17条第3項）
- ・事業停止命令（改正認定こども園法第21条第2項）
- ・認可取消（改正認定こども園法第22条第2項）
- ・設備運営基準の向上の勧告（「横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」第4条）

## 6 基準案に関する横浜市子ども・子育て会議、児童福祉審議会の開催状況について

- ・平成26年5月8日、6月4日 子ども・子育て会議（放課後部会）
- ・平成26年5月9日、5月27日 子ども・子育て会議（保育・教育部会）、児童福祉審議会（保育部会）合同開催
- ・平成26年6月9日 児童福祉審議会総会
- ・平成26年6月17日 子ども・子育て会議

### <意見書での主な意見>

- ・幼保連携型認定こども園の面積基準について、当分の間の経過措置を設けることは容認せざるを得ないが、よりよい保育環境の確保のため、改修の機会等を捉え、段階的に「3.3㎡」の基準を導入してほしい。
- ・家庭的保育事業等について、横浜市が国の基準にさらに検討を加え、施設の耐火性等に配慮していることを評価する。
- ・小規模保育事業（B型）等に関する職員配置について、「保育従事者の3分の2以上を保育士とする」とする点について、横浜の保育の質を確保するうえで適当である。
- ・放課後児童健全育成事業の面積基準について、児童が生活する環境を確保するために必要な基準であるが、既存の事業所については、基準を満たせていない事業所があるため、横浜市独自に経過措置を設けることが望ましい。

## 7 基準案に関する市民意見募集の結果について

### (1) 募集期間

平成26年6月27日～平成26年7月16日

### (2) 意見数

延べ 177件

(内訳)

基準案	件数
幼保連携型認定こども園	14
家庭的保育事業等	58
児童福祉施設	0
放課後児童健全育成事業	103
特定教育保育施設等の運営基準	2
合計	177

※上記の他、基準案以外に関するご意見を含めると、合計399件のご意見をいただきました。

### (3) 主な意見

#### 【幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準】

- ・国基準は最低基準であり、その最低基準を各自治体において低く解釈して運用するようなことがあってはならず、的確かつ子どもの命と存在を十分に配慮した基準でなくてはならない。

#### 【家庭的保育事業等の設備、運営等に関する基準】

- ・小規模保育事業（B型）について、保育士配置は国基準同様2分の1としてもらいたい。求人をしていても保育士が集まらない。
- ・専門性は小規模でも同じであるため、保育は全員有資格者で行うべき。

#### 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

基準案に関する意見はありませんでした。

#### 【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準】

- ・面積要件（1.65㎡以上／児童1人）を緩和してもらいたい。
- ・常勤の支援員を2名以上配置することを定めてもらいたい。

#### 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準】

- ・上乗せ徴収や実費徴収について、保護者の経済的格差により保育内容に差が生じないようにしてもらいたい。